

こどもはぐくみ通信

問い合わせ
市子ども課
☎22-5121

里親制度を ご存知ですか？

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって、家庭で親と一緒に生活できない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育する人のことです。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する人に、子どもの養育をお願いするものです。期間は、数日から数年間までさまざまです。

里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、子どもが大好きであることや健康的で明るい家庭であること、経済的に困窮していないこと（親族里親は除く）などの要件を満たす必要があります。

里親に認定されるまで

- ①お近くの児童相談所（または福祉総合相談センター）で詳しい説明を聞いてください
- ②養育里親および養子縁組里親を希望する場合は、事前の研修が必要です
- ③ご家族合意のもとで、お住まいの市町村役場または振興局（町村の場合）に申し込みます
- ④児童相談所の担当者が家庭を訪問し、家庭状況などを調査します
- ⑤必要な手続きを経て適当と認められれば、県知事が里親として認定します
- ⑥里親名簿に登録され、研修など、お子さんを迎える準備をお願いします

里親には種類があります

養育里親

・原則18歳になるまでの一定期間、要保護児童（保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を行う里親

養子縁組里親

・要保護児童との養子縁組によって養親となることを希望する里親

専門里親

・里親としての養育経験や児童福祉事業に従事した経験のある人が、専門的な研修を修了した上で、児童虐待などにより心のケアを必要とする児童を養育する里親

親族里親

・両親の死亡、行方不明などで児童の養育ができないときに、児童の扶養義務者およびその配偶者である親族が代わって養育を行う里親

里親になったら

子どもを養育している中で問題や悩み事がある場合、いつでも児童相談所にご相談ください。また、養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが公費で支給されます。（養子縁組前提の里親委託、親族里親への委託の場合を除く）

万一、養育中の子どもが事故に遭ったり、事故などを起こして里親に賠償責任が生じた場合「里親賠償責任保険」などで補償が受けられます。

里親制度説明会のお知らせ

県内には、さまざまな理由から家庭で暮らすことができなくなり、里親家庭で生活している子どもがたくさんいます。里親制度について多くの人に知っていただくために、制度説明会を開催しますので、関心のある人はどなたでも気軽にご参加ください。

日時

11月6日(金)13時～15時

場所

中妻地区生活応援センター

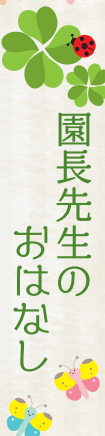
予約不要

問い合わせ 岩手県宮古市児童相談所 ☎0193-62-4059

絵本に誘われて

釜石神愛幼児学園

園長 高橋 仁美



園長先生の
おはなし

子どもに絵本を読んで欲しいとせがまれた時、準備が整っていない時の方が多いと思います。ほんの少しの時間でも、子どもと一緒に絵本を読む時間を作ってみませんか。皆さんに読んでみていただきたいと思う絵本を2冊紹介します。

1冊は1、2歳児向けの、「へいたもつ著」なでなでなーで。かわい動物の赤ちゃんたちがお母さんに首や頭をなでてもらって大喜び。触れ合うこと、愛されていると感じることは、子どもの心を育てていきます。私たち大人も子どもの温もりのおかげで、一日の疲れが癒されることがありますよね。

もう1冊はヨシタケシンスケ著「ふまんがあります」。主人公の女の子が大人に対して持っている日常の不満をお父さんにぶつけます。お父さんも一瞬はドキッとするようですが、娘の不満を受け止めて、それなりに大人の回答をしてくれます。親子の会話に「なるほどね」と笑いながら、ほんのりとした温かい気持ちになる絵本です。